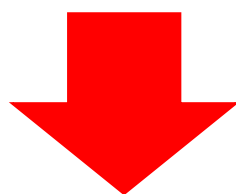


住宅に設置する屎尿浄化槽
の処理対象人員算定基準の
ただし書きの適用について

「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS基準）」のただし書とは……、




建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から、**JIS基準が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、根拠資料等を基にして算定人員を増減することができる。**

基準適用の背景・理由

- 広い住宅であっても少子高齢化等により、**居住人員の減少化**が進み、算定人員を下回る世帯が増加傾向にある。
- 会計検査院からの指摘**（適用や周知に消極的である旨）

内容

住宅の延べ面積	現行（JIS基準）	適用後
130m ² 以下	5人槽	—
130m ² 超	7人槽 	5人槽

適用条件を満たせば、130m²を超える住宅であっても5人槽の設置を可能（任意）とする。

適用条件

- ① **既存住宅及びその建替え**であること。
(ただし、台所及び浴室が2以上ある住宅は除く。また、新築も除く。)
- ② **実居住人員及び予定居住人員が5人以下**の世帯であること。

適用条件

- ③ 予測水道使用量が**1,000リットル/戸・日**以下であることを確認できること。
なお、井戸水等使用の場合も同じ。
- ④ ③については、実居住人員及び予定居住人員が3人以下の世帯の場合は確認を要しない。

手続き方法等

浄化槽設置届出書に加えて、以下の書類等を提出する。

- ① ただし書適用願い
- ② 誓約書
- ③ 最近1年間の水道・井戸水等使用量を明らかにする資料

続きは、本日配付しました
「資料9」で説明させていただきます。

「資料9」をご覧ください。